

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
29	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行プロセスの見直しを行う。	畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事故機械となった事例も存在する。 国としても、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや割当内示前に入札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまうなどの懸念がある。 要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業プロセスの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の暑熱被害への対応策として、本事業を活用して暑熱対策用の機械整備を行うおとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることが分り、タイムリーな機械導入ができないために補助の申請を諦める事例も出てきている。 要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業プロセスの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。	農家が必要な時期までに施設整備・機械導入を行うことが可能となり、一層の生産性向上や農家負担の軽減が見込まれる。 また、時間のかかる手続きや書類を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれる。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年11月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	奈良県		福島県、白河市、栃木県、川崎市、豊橋市、京都府、鳥取県、出雲市、津州市	<p>○本事業は、例年、補正予算事業のため、翌年度繰越を前提とした事業となっている。その上、内示、交付決定が7月頃であったため、本事業を活用するにあたり、入札から工期、事務スケジュールが非常にタイトなものとなり、結果、年度内の完成は間に合ったが、施主に余計な費用が発生してしまっ。今後の円滑な事業の活用のためにも、手続きの簡略化、交付決定時期の早期化を望む。</p> <p>○十分な工期の確保が出来ない事で資材の入手が間に合わず、申請を一度取り下げ、翌年度に再度申請を行った事例がある。</p> <p>○提出書類作成等の事務手続きが複雑であり、事業主体、農家の負担が大きく、機械導入事業に時間を要している。</p> <p>○畜舎の老朽化や経営規模拡大の阻害を受けて、計画を立てていくもの、事業を行うのに対して、交付決定後(6月頃)から年度内の施工完了となる。機械が欠けいものでは期間に余裕がない計画も立てられない。なお、交付決定前の工事の契約・着工を可能としているが、補助の採択を受けることができない場合においては、申請者が自費で事業を行うかの判断をしなければならぬことあるため、事業着手時期を早めるよう対応するのが望ましい。</p> <p>○畜産クラスター事業については、要望調査から事業着手までに平均で1年程度を要しているのが現状である。年度当初の要望に対する予算配分が夏頃あり、すぐに事業申請した場合においても、中央畜産会からの確認事項への回答等のやり取りに時間がかり、事業承認は翌年度となるケースが2年連続で発生している。本市でも、畜産農家の高齢化が顕著であり、取組主体からは「自分もいつまで元気で営農を続けられるかわからない、次の世代に少しでも良い条件で経営を継承するためにも、機械の導入までもう少し急いでほしい」、「とにかく時間がかりすぎる。そのことを理由に事業の活用をためらう」との意見も協議会へ寄せられている。自給飼料生産関係の機械等は、使用する場面も限られることから、導入の時期がずれると、機械を使えずに終わってしまうことになるため、事業承認が遅れたために作付を見送る可能性もあり、早期に事業着手の承認がおりることを多くの畜産農家が望んでいる。予算配分後の事業参加申請から事業承認までの期間を事業プロセスの見直し等によって短縮することが出来れば、より多くの畜産農家が事業の拡大や経営の効率化を早期に図ることが出来るのではないか。</p> <p>○本事業は、国の12月補正により予算化され、国が翌年度に繰り越すため、契約・着工は7月頃になり、実質半年の工事期間しかとることができない状況がある。また、畜産施設の資材も特殊なものが多く、生産業者も少ないうえ、資材の発注から納入まで1年以上かかる資材もあるため、事業への参加を見送り、やむを得ず自費により施工した農家が日々存在する。</p> <p>提案事項に併せて、当初のように事業を基金化することで、繰越を可能とし、十分な工期をとれるよう変更してもらおうと活用できる農家も増えると思われる。</p> <p>○畜産クラスター事業(施設整備)については、交付決定からの手続きにおいて十分な期間が確保出来ないことが多く、そのため設計が補助対象となることを自己負担とし、年度内完成によりやく辿り着いた事例も存在した。</p> <p>○当市でも昨年度同事業において、台風災害の影響により、事故繰越となった。現行のタイムスケジュールでは、交付決定が7月頃であるため、内示後の設計期間も考慮すると、事業期間は大変短期となる。予定外の事故が生じた場合、年度内の事業完了は困難であり、事業プロセスの見直しの提案に賛成する。</p> <p>○本県においても機械導入事業において、施設整備事業に併せた機械導入が遅延するなど適期導入に支障が生じる事例があり、本提案が実行されることにより、事業推進の円滑化、効率化が図られると考える。</p> <p>○国の補正予算での対応ということもあり、交付決定が6月以降にずれ込むため、市町村によっては当初予算への計上が間に合わず、事業実施が大幅に遅れた事例がある。また、交付決定の後、短期間で事業を実施しなければならぬが、入札の不調や機器の在庫切れ等のトラブルによって、一度事業がストップすれば、年度内の事業完了が難しくなり、結果として、事故繰り越しを避けざるを得なかった事例もある。事業開始から時間が経過する中で、要綱・要領等の改正が繰り返されてきたこともあり、事業実施年度で提出様式が統一されていない。このため、取組事業数が多い場合、成果報告、評価報告等を行う際など、様式等の確認・整理が必要な状況であり、非常に煩雑。当県は事業実施件数が多いため、前年度分の事務手続きをしながら、今年度分の要望調査を行っている状況であり、審査調査の前倒しや要望調査の審査期間の短縮の必要性は低い。しかし、参加申請後の参加承認通知については、3~4ヶ月要し、飼料収穫時期に機械が導入できない事例も多いため、承認までの期間短縮は必要であると考え。</p> <p>○本事業は毎年度、補正予算繰越分において当該年度事業の手続きを行っている。そのため、自治体は年度当初での予算化ではなく、補正予算での対応となり、事業の着手時期が遅延する。このような中、十分な工期確保や事業の進行管理に必要な検討や諸手続きに要する期間に余裕がない状況である。事務手続きは、極めて短期間での書類の作成・提出を求められることから、取組主体及びクラスター協議会、市における十分な検討時間が確保できないほか、過密的な業務負担となる。取組主体、クラスター協議会、市などが、申請者側の立場として必要な手続きを速やかに行うことは理解しているが、農家や関係組織が一体となってこの事業が目的とする効果を発揮するためには、地域における協議・検討及び事務事務に必要な十分な期間が確保された事業推進を求める。</p> <p>○機械導入事業については、本県においても、事業要望調査から事業参加承認までに長い期間を要し、タイムリーな機械導入が出来ないことから事業要望を取り下げる事例が生じているところ。平成30年度第1回要望調査においては、取組主体の事業参加承認申請が基金管理団体に受理されてから参加承認を受けるまでに時間を要している状態。(令和元年6月17日現在、最長で133日間参加承認が得られない状況)</p> <p>○県内で施設整備事業で交付決定後(交付決定前着工届提出後)の契約・着工から完了期限である年度末までの工期が短く、事業を途中で断念した事例もあり、繰越手続を簡素化するなど工期を十分確保するための事業体制の整備が望まれる。</p> <p>○施設整備事業については、交付決定時期が遅く、着工が7月頃になってしまう。また、書類等の手続きも煩雑で、地方農政局分と中央畜産会分があり、提出先、問い合わせ先が混乱する。書類の提出先を一本化し、事務手続きを簡素化すれば、行政機関は事務作業量の軽減が図られ、事業の進捗を詳細に管理できるとともに、協議会はクラスター計画の遂行に重きを置くことができる。機械導入事業については、事業参加申請から事業参加承認が通知されるまでに長期間を要するケースがあり、そのような場合は、申請農家自体の事業執行に支障を及ぼすこととなる。提出資料の修正等で、前年度の事業参加承認通知まで遅延していない農家が多数残っているにもかかわらず、新たに今年度の要望調査、事業参加申請の作成が加わることによる業務量の増加で、負担を感じている協議会が多い。</p>	(施設整備) 早期着工による工期確保の重要性については認識しており、令和元年度執行分からは年度内交付決定の実施、入札告示の開始時期の運用緩和措置等を行っていることから、これらの効果等も検証した上で、必要に応じ、さらなる運用改善について検討したい。	(機械導入) 本事業については、基金事業であることから、予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入をお願いしたい。また、事業実施主体においては、昨年から今年にかけて担当者を9名増員し、合計21名体制で事務に当たっており、引き続き、審査体制の充実に努めてまいりたい。

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
43	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可された」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	【現行制度】養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一的理解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。【支障事例】平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴された。裁判途中で取り下げとなったため判決に至らなかったが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘された。当該基準が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に取訴する可能性があり、許可事務や転飼調整に支障が出ている。取訴した場合には県の措置の実効性が失われる事態が想定される。県内の転飼許可申請件数は例年250件程度で、平成30年度の不許可件数は4件だった。県内での配置調整についても合わせるとトラブルは毎年10件程度ある。養蜂業者からもトラブル防止のためには基準が必要だという声がある。	養蜂振興法第4条における転飼許可、及び同法第8条第1項における蜂群配置の適正等を図るための調整が合理的かつ円滑に行われる。	養蜂振興法第4条(転飼養蜂の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)平成24年11月1日付け24生畜第581号「養蜂振興法の適正な運用について」(農林水産省生産局長通知)平成29年8月24日付け29生畜第581号「養蜂振興法の適正な運用について」(農林水産省生産局長通知)	農林水産省	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町		橋本県、川崎市、長野県、京都府	<p>○養蜂振興法第2条では、飼養者は都道府県へ届出ることとなっているが、その届出に際し、平成24年11月及び平成31年1月に示されたQ&Aには「届出をすれば蜂群を配置してもよいわけではない」「蜂群の配置調整については各府県が地域の状況に応じて適切に判断すること」とされている。しかしながら、府では、蜂群配置の判断を行うにあたり、明確な基準が無い中で判断が出来ず、届出に対して拒否も出来ないため、府内での調整をより複雑にする要因となっている。ついでに、府による判断を円滑に行うことが可能となるよう、転飼に係る当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行っている。</p> <p>○養蜂業者によっては全国を移動(転飼)する場合もあるため、全国的にある程度普遍的な判断基準を示すべき。その上で、地域の実態(植生等)を勘案して都道府県毎に検証するべきであるが、農水省担当に意見しても、初めから各県で設定するように回答されるのみで一切進展がない。実際に転飼調整を行う場合、判断基準がないためよほどの事情(度重なる虚偽申請、地域との調整不能等)が無い限り不可とすることが出来ない。養蜂協会からも蜜源に対する適切な蜂群数の検証がされないため、例年並みの飼育群数にする以外ないと苦情がある。また、適切に検証され、蜜源として余力があると判断されれば、蜂群を増やすこともできると意見があるため、養蜂振興の観点から望みの取組を求め、それが不可能である場合、国で基準を示せない旨について、県として判断しかなるため、「県は蜂群の配置適正を図るための措置を講ずる」旨記載された養蜂振興法第8条を削除あるいは改正するように求める。なお、他県において転飼を不許可にしたところ、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴され、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘されたことから不許可を取り消すことで訴えを取下げとなった事例がある。このことから、今後蜜源に対して過剰な蜂群数となる事を理由に不許可とすることが極めて困難となるため、早急な対応を望む。</p> <p>○県外からの転飼は県内養蜂家の季節移動による転飼のみであり、問題となっていないが、蜂群配置をめぐる、蜜蜂飼育者間で毎年トラブルが発生している。飼育届を提出せずに勝手に巣箱を置いている者と既存養蜂家とでトラブルが生じている。新規就業者望者が飼育を開始する際に既存の養蜂家と折り合いがつかず、新規就業者できない事が多い。既得権の主張と新規就業者の要望が折り合わない、明確な基準がないため「適正」「過剰」の判断を示すことができない、具体的な基準があれば、当県もそれを利用し円滑な蜂群配置調整に役立てることが可能。</p> <p>○当県では、各地域で開催している分布調整会議で蜂群配置について調整が図られており、現状で「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰な状態」とはなっていないため、転飼許可申請を不許可とした事例はない。しかしながら、新たに養蜂を始める者に対し、蜂群配置や適正な蜂群間距離について説明する際、明確な基準や拘束力もないため、理解が得られず調整が難航する事例は発生しており、関係機関や既存の養蜂業者からはトラブル防止のためには一定の基準が必要であるとの意見が上がっている。</p> <p>○当県では、他都道府県から本県に蜂群を移動する際の転飼許可に関して、転飼調整会議にて意見徴収のうえ可否を判断をしている。本県において近年不許可とする事例はないが、趣味的養蜂を含め蜜蜂飼養者が増加している状況では、今後様々なケースが発生することが想定される。そのため、蜂群配置における適正群数、群数間距離等について、全国統一な算出方法や調査方法が必要である。</p>	各都道府県のおかれた状況は、気候、地形、植生等の地理的条件が異なることから、それぞれの地域に合わせた対応が必要であり、養蜂関係者や有識者等から意見を聴取及び相談するなどによって判断することが適当であると考えている。このことについては、養蜂振興法において、都道府県は、当該都道府県の区域において、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとしており、その達成に必要があると認めるときは、養蜂業者や養蜂業者が組織する団体等に協力を求めることができることとされていることから、実際の養蜂現場をよく知る県内の養蜂業者等と御相談の上、必要な措置を講じていただきたい。また、蜂群間の適正な距離については、県によっては2kmと設定しているところもあると聞いているが、蜜源植物の種類だけでなく、蜂群を配置した周囲の蜜源植物の開花状況や天候等様々な要因によっても量が異なると言われており、科学者においても統一的理解を示すことは困難とされていることから、みづばち協議会「養蜂技術指導手引書」の採餌行動等を科学的知見の1つとして参考にしていただきたい。なお、今後養蜂に関する研究者への聞き取りなどにより科学的知見が入手できた際は、速やかに各都道府県等に情報提供していく。

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
49	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同案が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】 森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合1には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能となることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月20日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>支障事例</p> <p>○各種補助事業で行う森林整備にあり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、現に所有する者の特定が難しく、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定してしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。</p> <p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となつた者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で活用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考えられる。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしたい。同じく令和元年度から市町村への課税が始まった森林環境整備等税制導入することができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげていくために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することがとなっている。郡道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると思われる。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(別に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○本市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本を確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状がある。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になつた者の情報(、土地の所有者となつた旨の届出義務がない)所有者権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となつた者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用品整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を待っているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	<p>【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となつた者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となつた者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となつた者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。 固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考えられ、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。</p>	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
64	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の提供に支障をきたしている。平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる情報に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の提供に支障をきたしている。	【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の提供に支障をきたしている(平成23年4月22日付け23林登計第24号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林登計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市		<p>〇固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしたい。同じ令和元年度から市町村へ向けた情報が活用範囲の拡大の必要性が生まれてきている。</p> <p>〇平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記簿だけでなく森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>〇平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないのことで、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると思われ、結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供に支障をきたす可能性がある。また、平成23年度に林地台帳の情報提供を実施した結果は、登記簿と所有者が分からない森林は、筆数で全体の約4割に及ぶ。現在、新たな森林管理システムにおいて、所有者不明森林に対する特例等が設けられているが、本制度の核となる市町村の推進体制が課題となる中、より円滑に林地の集約化を進めるため、固定資産課税台帳に関するすべての情報を市町村林務部局へ提供可能とする制度が必要である。</p> <p>〇森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供に支障をきたす可能性がある。また、森林整備の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>〇森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができます。林小班周辺の用地状況把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>〇提案書が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>〇森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱われてしまう。当制度を適切に適用していく上で支障になりかねない。</p> <p>〇「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自助努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、百項の包括承継人は、農林水産省令で定めることにより、市町村長にその届出書を提出しなければならないとしている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の添付資料として登記事項証明書その他の原因を証明する書面の提出が必要でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なる状況で包括承継人の届出のみで森林簿の集約化や路線の整備を進めることとなり、包括承継が確実に行われていない場合、森林法により農業間意や収益の分配などで支障が生じている。本市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるよう規制緩和を求め、</p> <p>〇平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者になった者の情報(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>〇以下の支障が生じている。</p> <p>①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。</p> <p>②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。</p> <p>③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」「森林簿」にしているためには、必要不可欠なもの認識。</p> <p>④国有林の管理・整備に当たって、解凍所有者探索に多大な時間と努力を要している。</p> <p>〇森林法第191条の4により、各市町村は「筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定期間には法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものがあった。調査票が所有者へ届き、市へ届出があったとしても、指定した記入方法を無視した記入が多いため、回答内容に「つぎあり」取りまとめ作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用調査事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>〇大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が不正確でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。</p> <p>〇県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>〇本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
67	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する「経営・技術」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就業状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」「営農資金」「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就業状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。これを、地域の実情に応じ効果的かつ効率的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等で対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	年4回の直接訪問を抱き合わせで実施したり、個別訪問や電話等で対応するなど弾力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経管第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、野辺町、深浦町、西目黒村、森崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺町、七戸町、横濱町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町		支障事例 <p>○本市では、昨年度36名の状況確認を行ったが、対象者との日程調整にかなり時間を要した。県、JA、農業委員会が構成されている、サポートメンバーのスケジュール調整等にも時間を要している。また、交付対象者にとっても、すべての園地の状況確認のため、園地が各地に点在し、遠い場合でも、作業を中断し対応するなど、農作業の妨げになっている。サポートチームも、もちろん他の業務をもっているわけなので、何回も訪問となると、主の業務がおろそかになっていると思われる。何回も直接対象者にあわすとも、園地の確認はできるわけでは、状況に応じての対応が望ましい。もちろん、対象者はいづれも、サポートメンバーに相談を求めるものとし、新規就農者の不安を少しでも軽減できるようにしてほしい。ほとんどが新規就農者には、サポートメンバー以外の、地区の先輩農業者からのアドバイスにより知識を得ているのが、実情である。</p> <p>○当団体においても、本事業は交付対象者が平成30年度実績で239と多く、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就業状況確認を年2回行う必要がある。また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年度実績70人)に対して、チームが中心となって就業状況確認を行っており、令和元年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価金を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、経営改善に向けた指導を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、令和元年度からは、サポートチームメンバー間による対応に頼らず、また、交付対象者の状況等に応じて訪問せずに電話等によるアドバイスを行うことも有効であると考えられている。</p> <p>○本市では、平成30年度までに採択となった者で、就業状況の確認対象となっているものが19件あり、訪問及び提出書類の確認、チェックリストの作成まで含めると1回の状況確認につき丸々ヶ月程度要している。これが年2回、加えてサポートチームでの訪問が2回と同等の業務量となり、新規就農者はもちろん、農林事務所、JAの各担当者との日程調整や依頼状、報告書の作成までを含めると年間3ヶ月程度は当該業務に費していると考えられる。このことは、担当者の業務の繁忙化だけでなく、交付対象者の意識にも少なからず影響を及ぼしている。特に7月は大半の交付対象者にとって農繁期にあるため面談のための時間を確保することで農作業を中断することになる。サポートチーム訪問においては、本市でも5名以上の複数対応で交付対象者を訪問することになるが、採択しなかつたその場で質問が出ることは少なくない。また、農閑期の訪問の際には、園地にも農作物がない場合には、対象者の自宅まで行き取りを行うケースが多く、これもまた書類の提出時の聞きとり等で省略することが出来れば対象者の負担軽減になると考えられる。</p> <p>○市町村から負担が大きい旨の相談がある。提案のとおり、就業状況報告の確認(470名)及びサポートチームによる就業状況確認(129名)、さらには中間評価を踏まえた重点対応(70名)などが必要となっており、交付対象者が多くなればなるほど市町村、農業改良普及センターなど関係機関の業務負担は大きくなる。このため、事務の効率化・効率化が望まれる。※(内数値は令和元年度予定数)</p> <p>○本事業における就業状況確認は、毎年1月末、7月末までに交付対象者から提出される就業状況報告の内容を受けて行うこととなっており、本市においては、2月上旬、8月上旬に確認を実施している。これに対し、サポートチームによる訪問指導は、4月と10月に実施することが原則とされているが、就業状況確認を実施した時期と近接していることから、日程調整から課題の整理、関係者へ提供する資料の準備など業務が連続してしまうため、負担感が強く、原則通りに実施することが困難である。また、就業状況確認も訪問指導も、多数の関係者の日程を調整して行く中で時間的な制約が生じていることが多く、限られた時間の中で交付対象者の園地を巡回することが目的化からである。そのため、交付対象者への聞き取り、本承諾書されている情報内容が取まらない傾向があり、確認後の聞き取りや意見の共有などもままならず、実効性を確保することが課題となっている。本市における交付対象者の作目は、露地野菜と施設野菜が大半を占めているが、その内、露地野菜は5月から10月が繁忙期であり、施設野菜は11月から5月が繁忙期である。それぞれ、就業状況確認を繁忙期の最中に行っており、更に訪問指導まで繁忙期の期間中に行うことは、対象者にとっては好ましい状況ではない。</p> <p>○1人につきサポートチームを構築するため、人数が増える度に負担が増える。具体的には、現地訪問や中間評価のための日程調整が非常に大きな負担となっている。例えば、ご農家、米農家といく場合、同じサポートチームのメンバーそれぞれがそれぞれの農家現場訪問できればいいが、それぞれの部門において専門が違っても、チームのメンバーがそれぞれの農家ごとにバラバラになってしまう。また、訪問先の農家の予定の都合もあるので、農家の都合が良くてサポートチームの誰かの日程が合わないことが多く、複数日にわたって現地訪問が必要になることが多く、さらにはその日程を調整するのに相当な労力を必要とする。これらにより、市の担当者の負担が増えている。なので、サポートチーム各員で対象農家を訪問し、後日報告会などで農家の状況を聞くとした方が効率は各段に上がると思われる。報告会を欠席した場合は文書等で状況報告をしてもらうなど、代替案はいくらでもあると思う。</p> <p>○事後、更に実地訪問が必要となる場合は市町村が出てくるべきだが懸念されるため、運用の弾力化が必要である。</p> <p>○最近の1年間ではほ場確認と就業状況確認を合わせて延べ69件28日間である。</p> <p>本市は市町村合併により市域が広く、ほ場確認に向かうのに多くの時間を要する。また、農業者は、普段から必要があれば、サポートチームの一員である農業改良普及課職員や農協職員と連絡を取り合っている。ほ場確認と就業状況確認を兼ねることにより、行政職員の負担を減らすことはもとより、新規就農者にとっても當農に使う時間を確保できるため効果がある。</p> <p>○本市における交付対象者は、平成30年度実績で19人となっており、他市町と同様に審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就業状況確認を年2回行う必要がある。また、29年度から新たにサポートチームを整備し、29年度以降に採択した交付対象者(平成30年度実績5人)に対して、チームが中心となって就業状況確認を行うほか訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは担当者制で代理業務ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価金を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、更に業務量の増加が見込まれる。一方、交付対象者にとっても、農繁期に農作業を一時中断して対応しなければならず、青年等就業計画の安定的な履行に支障が出る恐れがあり、負担が増す状況にある。</p> <p>○平成29年度から開始された、サポートチームによる交付対象者への就業確認及び訪問指導については、本県においても、市町村、県(農業改良普及センター)、JA等の大きな負担となっている。例えば、8月の就業確認と10月の訪問指導について、施設園芸の場合、栽培開始前の8月の就業確認は実効性が低く、10月の訪問指導と一括実施するほうが、効率的・効果的である。</p> <p>○本市においても、同様にサポートチーム全員での訪問は日程調整に時間がかかるため、個別による訪問等を可能にした弾力的な運用ができるようにしてほしい。また、年4回の回数を平成28年度以前のように年2回にし、状況によって増やすなどの対応が可能にしてほしい。</p> <p>○交付対象者一人に対して、「経営・技術」は、品目毎に担当が異なっており、「営農資金」は交付対象者の融資先が違っても担当が分かれており、「農地」に関しても地区毎に担当者が分かれているため、それぞれの担当者や農家との日程調整を行うことは非常に困難である。また資金や農地の担当者は、それぞれ個別に日常的に訪問を行っており、サポート体制での就業状況調査時に、相談はほぼ無かった。そのため、サポートメンバーは、個別訪問でサポートする等の柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>○本事業では、以前から就業状況確認やサポートメンバー間の面談が実施されているが、平成29年度から更に付け加えてサポートチーム面談による指導があった。交付対象者が多いこと、複数回の面談の日程調整や訪問等に多くの時間を割いていたこと、更に複数回のサポートチーム面談を行うということで業務量の増加に繋がっている。ほとんど目的が同じものである面談を何度も重ねて実施することは非効率的であり、交付対象者からも疑問の声が出始めている。新規就農者および交付対象者が増えていくほどそれらのフォローに必要な手間が増えるのは致し方ないが、担当者が割ける労力は限られており、新規就農希望者の掘り起こしや交付金の交付事務など重要な高い他業務もあることから、各種面談については効率的に行えるよう弾力的な運用ができるようにしてほしい。</p> <p>○本事業については、従来、年2回、巡回調査を実施していたが、平成29年度以降に採択した交付対象者については、新たに構築されたサポートチームによる訪問相談等を2回行う必要があり、計4回、就業状況確認を行っている。さらに、今年度からは、中間評価制度が本格的に実施されるため、農作業繁忙期の面談等は交付対象者に負担をかけることも、行政側にとっても、評価会の開催や報告書とりまとめ等の業務量の増加が見込まれる。</p> <p>【本市交付対象者への巡回訪問スケジュール】 5月 サポート体制による巡回訪問 7月 交付対象者の考え方による就業状況確認(面談) 8月 中間評価(面談) 11月 サポート体制による巡回訪問 1月 交付対象者の考え方による就業状況確認(面談)</p> <p>○支障事例に記載の通り、本事業は交付対象者が多く、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者に対して就業状況確認を行うほか訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村、県、JA等で構成するため、膨大な業務量が生じており、また、交付3年目の対象者へ新たに行う中間評価も加わり、面談や評価会など業務が更に膨大となっている。交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らしたり、電話や書面でのやり取りでも対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。</p> <p>○サポートチームが整備された平成29年度以降の採択者について、本市では5経営体と少ないものの、年4回の訪問に際して区担当者が交付対象者及び関係機関と共通している状況が分かれる。年2回(概ね7月、1月)の就業状況報告・確認は本人からの提出書類に対する確認が必要となるため確認又は訪問が必要だが、その他年2回(原則4月、10月)のサポートチーム活動については調整が難しい場合、前者の状況確認と抱き合わせで実施することも可とされた。例、7月末の状況報告後、調整に時間を要して確認(訪問)が9月になった場合、タイミングに近い10月のサポートチーム活動(訪問)と抱き合わせで実施する。</p> <p>○当市では、就業状況報告を受けた後の8月、2月にサポートチームを中心とする就業状況確認を実施しているが、2月においては農閑期であることから農場に赴かず、主に経営等の課題解決の対応のための面談を行っている。また、サポートチームによる経営状況等の課題の把握及び相談対応については、6月、7月に現地訪問を行うが、サポートチームで参加できない担当者は、個別に訪問したことで対応している。本市は、稲葉寒冷地で作付け期間が5月から10月の半年間であることから、全園一律の確保は、適切と思われない。また、新規就農者のサポートは、病害虫や栽培管理など即時に対応が必要となるものが多く、現状は、新規就農者から、電話やメール等により質問が寄せられ、サポートチームの担当者が指導している状況である。このためサポートチームが一箇所に集って訪問する必要性は、ほとんど感じられない。今後は、中間評価の実施や重点対象者に対する指導強化、平成29年度以降の採択者の就業状況確認、人・農地プランの実質化など業務量の増大が確実となっていること、スマートフォン等の通信機器の普及により訪問せずに指導を行っている実態を踏まえ訪問指導の見直しが必要。</p> <p>○年4回の状況確認が業務として負担となっているのは事実である。「年2回以上の現地確認をした上で、交付主体の判断により、残り2回を書類や電話等で確認することを可能とする」のであれば、賛同できる。</p> <p>○当市管内では、今年度中間評価の対象となる新規就農者は29人で、就業状況確認対象者は80人となっている。当市では各区役所に設置してある農業関係部署ごとに農業次世代人材投資事業に取組んでいるが、提案団体と同様に担当者制であるため、他の職員が代理で業務を遂行できない面は同じであり、担当者の負担はやはり大きくなっている。よって当市においても、負担を減らしながら効率的かつ効果的な確認方法を検討したくよう求めるもの。</p> <p>○本市でも同様に、年2回のヒアリングを実施しているが、対象者1件に係る時間が多く、業務の繁忙期には重い事務負担となる。また、今年度より中間評価も必要になってくるために、指摘にある通り弾力化した運用をお願いしたい。</p>			

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
90	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第74条第2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国へ返還することとなっているが、処分までの手続きに長期を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国へ返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	【現状】 旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支障事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げには、農林水産大臣による不買地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものであるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや堂裏が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ。迅速な処分が困難となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続きを進められるよう運用の見直しを求める。	運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等を行うことが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県	<p>○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2～3程度有り。譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用に関しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならぬ条件を無くする又は公共利用であれば返還はしない等、大きく緩和することは有効と考える。</p> <p>○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続きの簡素化及び要件の緩和等が必要。</p> <p>○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要となることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。</p>	【財務省】 国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しようとする必要がある。このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされている。特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないように、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いをしているところであるが、返還時の処分までの手続きが速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。 【農林水産省】 売却等の処分にあたっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。 また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。	
91	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた事については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引継ぐこととされているが、引継後の処分先の目的がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない事については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託(自作農の施設又はその経営の目的に供するため)(同法第8条第1項)に行われているところ。不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。 なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆、そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しをいただきたい。	不要地認定がされた事については、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がされれば、都道府県における負担の削減につながる。	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項、旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	<p>○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は198筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある。加えて境界確定を進める必要がある。課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者との人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当該の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、筆刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的喪失・不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とは異なり、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。</p> <p>○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。 1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目的がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が長く見込みであること。 2 買戻時から副(管理者不明、地域住民が利用)が設定されている土地において、当該副の移設又は副部分の分筆を求められている。移設は副の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買戻希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。 3 近年国土調査が実施された土地以外には、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。 4 原則として買戻希望がなければ引継ぎが行われないことから、買戻希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公告等の手続きが必要で、時間がかかることから、買戻希望者の不利益にもつながっていること。 ○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、かけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直しをいただきたい。</p>	【財務省】 管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていないと認められる場合は、引継ぎを受けないという理由により、引継ぎを受けないという旨を通知している。 また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目的が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けない旨を通知する旨を通知している。 なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項である。 【農林水産省】 国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売却しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務(国費より管理費を充当)としているところ。そのため、要望の土地について、都道府県が管理対象地から除外することは困難。一方で、引継ぎに時間を要していることについては、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。	
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を定める市町村の基準を見直し、飼養密度の基準を満たさなくても策定できるようにすること、等の基準の緩和	【現状】 市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数や飼養密度(当該市町村の区域内において畜舎経営又は肉用牛経営を営む者の総数をその区域内において耕作又は養畜の事業を行う者の総数で除して得た数が〇・〇以上であること)等の基準に適合する場合に、作成することができる。 【課題】 近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるA市の3倍の頭数を飼養しつつ養畜戸数も上回っているC市が計画を作成できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。 計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成してゆくに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4 同法施行令第1条の3 同法施行規則第2条の2	農林水産省	岡山県、中国地方知事会	中国地方知事会と共同提案	川崎市、京都府	<p>○当団体内でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況が出てくる可能性があり、当該市には今後の中核的な担い手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興施策に支障が出る可能性がある。</p> <p>○本県においては、今のところ酪農・肉用牛も計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村を飼養密度のみで除外することは不適と考えられるため、弾力的な運用をお願いしたい。</p>	本法では、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るのにふさわしい市町村に必要最低限の条件を定めるとともに、その市町村に対して重点的な施策展開を図ることを目的として市町村計画を作成することができる市町村の基準を定めている。このうち、飼養密度の基準については、乳牛又は肉用牛の飼養頭数が多くてもその飼養農家が極端に少ない場合を除外し、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を多数育成してゆくに適した市町村において酪農及び肉用牛生産の近代化を重点的に進めるために設けている。 なお、一部の補助事業では、重点的な施策展開を図るため、市町村計画の作成を要件としているが、例えば、強い農業・担い手づくり総合支援交付金は市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内を事業実施地域と定めるなど、補助事業毎に一定の配慮を行っている。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
120	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合、翌年度以降の返還額が減少した場合の返還額の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合、翌年度以降の返還額が減少した場合の返還額の手続きの簡素化	【現行制度】多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。その場合の執行残の取扱については、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合は翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。【支障事例】活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領 第1の15(2)、第2の18(2)	農林水産省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、長野県			宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本県、宮崎県、宮崎県	〇活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町村に所在しており、執行残がある場合、以下の①～③の手続きを行う。なお、活動組織の段階でも返還手続は地域での徴収手間の申請手続きが発生して活動組織に多大な負担を強いており、それらの手続きが不要となる相殺処理を可能として負担を減らすことが必要である。 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が56市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。 〇当県の活動組織は県内19市町村に600余り所在している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、経由する市町村、県にとって負担となっている。 〇活動組織の執行残の補助金返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を経由して返還手続を行うため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る事務手続きは、各市町村分を取りまとめた上で、国への返還手続を行うため、期間を要する。 〇これまで、活動継続組織における執行残の返還事例は無いが、今後持越しが増加してきた組織において補助金返還を要する事例も想定される。 〇当県では、市町村毎に交付準備を定めており、地域の実情に合った準備を設定しているところですが、持越し額の増加や余剰金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続に時間を要しております。よって、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大幅な軽減となり、更に、予算が不足している長寿化へ前向きな対応が可能となり、年度交付金を有効に活用することができると考えます。 〇当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続きに要する期間も3か月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。	多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の執行残が発生することは見込まれない交付水準を設定しており、その活動計画に基づく共同活動の計画的実施に当たり、必要な範囲において交付金の翌年度への持越しを認めているところである。仮に、このような趣旨に反して持越し額が大きくなるような場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し、それを上回る額は不用額として予算の適切な執行を図るべきものである。転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の過及返還を求めらるべきであり、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るため、例外的に相殺交付ができるように規定しているところ。これらのことを踏まえ、各都道府県においては、交付金の適切な執行及び交付事務が行われるよう、活動組織に十分な指導をお願いしたい。	
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県条例の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめの上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関係していない。 【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考えられる。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県			川崎市		【総務省】今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も動向しつつ、検討する。 【農林水産省】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめの上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出することの廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非については、国土交通省としては判断できない。	
168	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に規定されている飼養等の許可に關し行われる条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡略化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のために、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増減管理が求められている。本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、遡出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、日単位での増減管理を求めるとは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増減(生死)把握が難しい。地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(クビアカツヤカミキリ)の効果的な防除方法の確立のために、試験に供する際の増減記録にすること、樹木穿孔性の昆虫の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理とすること等)ことなどにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が高まり成果も得やすいこと、他の生物の研究にも注力することができる。 また、生態的特徴を踏まえた上での管理方法を設定することで、その生物の本来の生態に即した環境での農業の薬効試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第7条 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等規制の基準の項目等を定める件」二十二	農林水産省、環境省	栃木県、茨城県、群馬県			愛媛県		【農林水産省】クビアカツヤカミキリは、特定外来法上、環境省の単管理であり、農林水産省から回答すべき事項は無し。 【環境省】外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届け出に係る単位については通常「個体数」を用いることとしておりますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことになってきた。現行制度においても負担の軽減が可能であると考へております。また、どうも数量が多く、厳密に数を把握することが困難な場合には管轄の地方環境事務所にご相談をお願いいたします。本件については適度な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図ってまいります。

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
186	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における合併施工の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の状態・材質等を変更・追加し、施設を行う場合の設計変更手続の迅速化	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本案の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	農林水産省、国土交通省	尼崎市			福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市 ○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定設計書には入れず工事費注を行い、別工事で地方単独費で対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を併せて災害査定を受けることが可能となれば、事務の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減することが可能となり、災害復旧事業の迅速な施行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。	【農林水産省】 災害復旧事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は河川事業であり当省所管ではなく、要望にあるような事業は近年把握していないが、災害復旧事業と併せて施設の効用増大を行う場合の支援として災害関連事業がある。この災害関連事業の実施にあたっては、災害復旧事業と災害関連事業では補助率が異なることから、それぞれについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時に行い、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。 【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。	
187	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地や工場に接続する農用地等での開発を行う場合の除外に弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に接続する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域から除外される条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	【現状】 平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】 当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。 加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されなければ、農用地区域以外での開発を優先させるといった要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一回の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。	・地域未来投資促進法第3条第2項第1号へ、第11条第34項、第17条 ・地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本方針(告示)第1～(2) ・農村産業法第5条4項第3号、第13条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	農林水産省、経済産業省	兵庫県、京都府、神戸市、和歌山市、和歌山県、鳥取県、徳島県	盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山市、八代市		○罰による規制にしばられることなく、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圏域整備の計画がなく農業としての発展が見込めない農振農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農振除外を行い、開発をスムーズに行えるよう変えていく必要がある。但し、自治体による乱開発や隣地乱用を防ぐため自治体の基本計画に対する計画の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。 ○当市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地区域になってしまうケースが多い。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である規制の特例措置を利用したい旨相談を受けるが、他市支障事例にもあるように事業上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。 ○現在、土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、農用地区域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定する計画の場合には、整備着手前の時点では事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、線的整備に関わらず、8年未経過の受益地に係る農用地区域内農地からの除外を可能とする措置を求める。 ○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を整えておかなければならない。土地利用調整においては、農振法第13条第2項に規定されている、農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であるため、農用地区域からの除外が困難であることから、土地利用についての課題となっている。 ○地域未来投資促進法を活用して、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地(農振法で規定されている農用地区域)で企業の立地を進めようとしている。しかし、土地利用の調整に関する部分を削いで、地域経済牽引事業として承認される要件を満たす事業計画を具体化しても、従前とおり、農振除外や農地転用関係補助との調整等を行う必要があり、相当の期間を要することから、企業の立地ニーズに合わなくなったり、現基本計画の期限までに地域経済牽引事業の要件(高い付加価値の創出・経済効果)を満たす事業計画とすることができず、企業立地の機会を失うおそれがある。提案団体の求め、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における弾力的な運用がなれば、迅速な対応が可能になると考える。 ○一方で支障事例に記載があること・関連し、当市においても企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。 ○現在、当市では産業用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同している。現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。 また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のためには、企業誘致や市内企業の業務拡大による移転拡張の受け皿として、さらなる用地の確保が必要となっているが、その動きにも支障を来している状況にある。 そのような中、最近、市内企業からは、今後事業を拡大する上で現在の事業用地では狭く、市内での移転拡張用地を求めているといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積等の企業ニーズを勘案すると、立地希望場所が農振農用地区域内農地を含んだ市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の産業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。 このようにことから、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めたい。	現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地(工業団地等の開発用地を求めるときの場合は、「農用地等及び農用地等とするのが適当な土地に含まれない土地」(農振法第10条第4項、政令第8条第1項第3号)として、農用地区域からの除外が可能となっている。また、これらの法律に基づき国が定める基本方針においては、平成29年のこれらの法律の一部改正の際の国会の附帯決議において、「…国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること…」を明記すること」とされたことと踏まえ、その明記するとともに、やむを得ない場合は、土地利用調整区域又は産業導入農地に農地を含めることができることとしている。そのため、現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域内に用地を求めようとする工場地の拡張等では、重点促進区域等に農用地区域以外の土地を含めることが可能となっている。 御提案のような事例が発生していることを踏まえ、農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を定める場合の判断基準について、適切により明確化を求めるとともに、担当会議等においてその旨を周知することとした。 なお、提案書中具体的な支障事例において「農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められる」との御指摘があるが、農林水産省においては、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求めるような指導等は行っていないことから、その旨を担当会議等で周知することとした。	
197	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、顕発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実際に行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができる。ただし、激甚災害に指定された場合は、大規模災害剛における公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書等の簡素化措置などが実施される。 【支障事例】 某地では激甚災害に指定されない規模の災害も顕発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。)今後も災害が顕発することを考えると、現行の机上査定限度額では、災害査定の手続きを迅速に実施することができない。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1・大規模災害査定方針における公共土木施設災害復旧事業査定方針	農林水産省、国土交通省	兵庫県、京都府、神戸市、和歌山県、鳥取県	新潟県、岡山市、松山市、新居浜市		○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発に発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の手続きの簡素化、迅速化を望む。 ○平成30年7月豪雨について、大規模災害時における査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後発生した台風24号による災害においては、要件を満たさなかったため、7月豪雨による災害で多数の被災箇所(約1,000箇所)に発生した台風24号の対応に追われ、さらなる努力を必要としたことから、査定の効率化と早期の復旧を考えると、大規模災害査定方針が適用された年内の査定全てに効率化ルールを適用されたい。 ○激甚災害に指定されない規模の災害の机上査定上限額を引き上げられることにより、災害査定の手続きを迅速に実施することが出来ると考える。 ○当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少なくなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることができる。	【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議すること、現行においても対応可能となっている。 【国土交通省】 効率的に災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1の「規定により」申請額が300万円未満の査定又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行うことができることとしています。災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
215	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること	【現状】本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び農業植物の指定(農業命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。【支障事例】過去3年(わたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。植物防疫所の検定結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	【現状】本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び農業植物の指定(農業命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。【支障事例】過去3年(わたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。植物防疫所の検定結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	交付金の交付決定を早期に実施するとともに、事業の必要性及び予算措置を十分に検討した上で、地方に協力指示を発出することで、地方に不要な事務を負わせることが無くなり、行政の効率化や、適切な伝染性・病害虫の発生予防・蔓延防止対策につながる。	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項	農林水産省	神奈川県、横浜市、海老名市			橋木県 ○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、県内においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特殊病害虫緊急防除におけるプラムポックスウイルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めてきたところであるが、対象6都府県全体で見ると当初見積もりを越える伐採需要が生じたこと等から、交付決定時期について、提案自治体の要望に十分沿えない場合もあったところである。プラムポックスウイルスの緊急防除については、令和元年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会(第1回)(令和元年5月29日開催)において、感染樹対策としての感染樹の伐採・廃棄は中止するとされたところ。今後、当該方針に基づき、提案自治体と十分調整を図りながら、プラムポックスウイルスの緊急防除に係る食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の交付決定を遅滞なく実施してまいりたい。
216	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の措置を行うこと、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の生産動態把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の措置を行うこと、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を園芸業センサスや独自調査により統一された方法で精度の高いデータを収集し公表できれば、国、県、市町村での政策立案に資する。	【園芸用施設の設置等の状況把握】 【園芸用施設の設置等の状況把握】 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	農林水産省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、麻沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	・以前より、複数の市町村からデータがなく、責任ある回答ができないという旨、相談を受けている。	白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市	○地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査において、市では状況を把握しておらず、短期間でJAや都農会長に地域の情報を聞き取り調査している状況であり、調査の精度も低いと思われる。また、調査結果も把握しておらず、調査の重要性が感じられない。 ○園芸用施設については、市町村でも正確に把握することが出来ない、又はする手段を持たないというのが実状である。補助金の活用や、認定農業者・認定新規就農者の認定を受けている限られた集団の中から情報を収集して回答しているものや、農協に調査の協力を依頼して、この場合も調査対象は農協組合員に限定されてしまうため、データの正確性には不安が残る。また、調査方法については、依頼を受けた情報収集を行うため、回答期限内に調査回答を作成するために新たに情報を集約する期間が取れない場合には手持ちの限られた情報を元に回答を作成している。本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合されれば、市町村事務は大幅に軽減される。 ○園芸用施設の設置等の状況把握について、調査項目のうち、設置面積、棟数は把握しているが、栽培作物、栽培延べ面積、収穫量は把握しておらず、それらを調査するには事務的な負担が大きい。 ○園芸用施設の設置等の状況把握において、担当課で把握している施設所有の農業者に対し調査を実施しているが、詳細かつ正確なデータを把握できていない。また、多数の農業者から回答を取りまとめるため膨大な時間がかかっている。 ○関係各所からデータ収集をするものの、昨今の販売経路は、インターネット、個人契約、産直、路上販売等様々な方法があり、それらの情報を集約することは困難であるので、本統計の正確性をどこまで求めるかが、この廃止の判断になると考えられる。 ○本市においても、正確な調査データがなく、責任ある回答ができないため、廃止を要望する。 ○提案団体の意見と同様、これらの調査は、詳細かつ正確なデータの把握が困難であり、調査によって得られるデータの精度は高くない。一方で調査の実施に当たっては、関係団体との連絡・調整に多大な時間を費やさなければならないため、職員の手務負担は大きいものとなっている。また、調査に係るノウハウを有していない市町村の事務負担も大きいものと思料する。 ○本市においても、提案団体の示す具体的な支障事例と同様の状況であり、左記に提起される3調査のみならず、県から依頼のある大半の統計調査については、根拠となるデータも保有していないことから、推計にて対応せざるを得ない状況。統計の本質を鑑みれば提案にあるような根本的な制度見直しが必要と思われる。 ○地域の野菜・果樹の栽培状況を調査するものであるが、調査項目について補助事業等を活用した場合などに取得した情報や農業業務に精通した職員・農業協同組合員などからの聞き取り等により情報収集を行っているものの、すべての調査項目について把握することが困難であり、データ精度が劣る場合が多い。	本調査については、都道府県の一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の生産状況等を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び園芸用施設プラムポックスウイルスの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案を行うために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることを理解いただきたい。 本調査は、特定地域で特産的に生産されている野菜・果樹を対象品目としていることや、都道府県・市町村等が保有する施設園芸に関する情報を取りまとめるものであること等から、地方自治体において事務を実施しただいでいるところであるが、今回の提案内容も踏まえ、事務の効率化・省力化が図られるよう、次回調査から調査項目や対象品目等を削減すること等を検討する。 また、本調査において求められる情報の精度や把握の方法等を明確化するとともに、改めて周知徹底を図る。	
217	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証代替書類	農業次世代人材投資事業においては、準備型の就業状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していることを証明する添付書類として農地基本台帳及び契約書の写しを提出するものが要綱上求められている場合がある。 この農地基本台帳の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が必要となり、本事業で求められている写しにどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないところ、農業委員会によっては、事業に直接関係していない農地の所有者の個人情報が記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところも多く、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなくても、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用集積計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能とてほしい。	農地基本台帳の写し以外の書類による代替が可能となれば、書類不備による書類出し直しの手続きも減るため、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者が農業委員会等の関係機関や農地所有者と何度も調整・依頼をすることがなくなるため、交付対象者の事務負担が軽減される。	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経産第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	神奈川県、さいたま市、藤沢市、海老名市、寒川町、開成町		宮城県、福井市、京都府、出雲市、熊本市	○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。 ○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用となるようにしてほしい。 ○農地基本台帳の写しについて、当市農業委員会においては対外的に交付していないため、書類を入手することができず、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなくても、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用集積計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能とてほしい。 ○本市において、現在、支障事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権利を取得するため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で事足りるのであれば、場合によっては農業委員会の書類を不要とでき、事務手続きの簡素化が図れる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることがないよう、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に訴求すべきである。 ○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図られるため、制度改革の必要性はあると考える。 ○本市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しをもらい添付しているところである。これらの書類で代替することは、確認の目的を達成することができ、申請には不要な個人情報保護にも繋がると考える。	農業次世代人材投資事業の経営開始型では、農業人材強化総合支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。))別記1の第5の2の(1)のイの(ア)において、農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していることが交付要件にっており、当該要件を確認する書類として、農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)の別添6において、「農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書の写しを添付すること」として、「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」において、「農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)別添6として添付する農地基本台帳等(農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用集積計画、特定作業委託契約書又は都市農地の買付の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき専断計画)の写しにより確認する。」と記載しており、農地基本台帳以外の書類でも代替することは可能である。 他方、実施要綱の別紙様式第2号の別添6の「農業基本台帳及び契約書の写し」の記載は、「農業基本台帳」が必須であると受け取られかねない表現となっているため、実施要綱の次の改正の機会をとり、誤解を与えない表現に見直しをすすめるべきである。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
282	B	地方に対する規制緩和	その他	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐える状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県で上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。以上のように、制度が改正されることによって得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大いに認められる。	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について	農林水産省	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	神奈川県、広島市	○本市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くが築35年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類の種苗生産やカキ養殖業者等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改築」への支援が必要である。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。 ○県内の漁協が国庫補助事業で整備した種苗生産施設や中間育成施設は、老朽化のため高額の改修費を要する事例が増えてきている。近年、遊漁者及び組合員の減少に伴い内水面漁協経営は悪化しており、自費での改修が困難な状況となっている。具体的な事例として、平成4年度に内水面漁業振興施設整備費により種苗生産をするための施設を整備した漁協では、発電機等の設備機器が老朽化により使用できなくなっており、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比べ設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必須であることから、「改築」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。	整備後の施設の利用者が応分の費用を負担することが原則である。水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用については、(平成22年3月26日付け21水産第280号)に基づき、「改築」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものであり、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られ、かつ、③当該施設の利用状況が適切であるものに限られる。 これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施費の費用負担を軽減するためのものとされている。	